

閣氏政権の成立と展開

はじめに

閣氏政権は、一八七三年一月から一八九四年六月まで（陰暦による）、二度の短い中断期（一八八二年六月七月の壬午軍乱、第二次大君政権期と一八八四年一〇月の甲申政変時）はあるが、二〇年以上存続した。閣氏政権の時期は、日本や欧米諸国との条約調印による開国、開化政策の採用とその推進が行われた時期であり、政治・経済・文化が大きく変動しはじめた時期である。このような時期に存続した閣氏政権は、どのような性格の政権であり、どのような歴史的役割を果たしたのか、具体的に検討することは、朝鮮近代史研究上の重要な課題である。

筆者は「閣氏政権上層部の構成に関する考察¹⁾」を発表して以来、閣氏政権の権力構造に関する研究の第一歩として、政権上層部の重要官職就任者の党派別姓氏別構成の分析を行ってきた。本稿では、筆者のこれまでの研究に基づいて、閣氏政権の権力構造、構成原理を明らかにするとともに、閣氏政権の諸政策について検討する第一歩として、開化政策・外交政策の面について簡単な問題提起をおこなうこととしたい。論

糟谷憲一

ずるところの重点を前者に置き、(1) 閣氏政権期の政権上層部の構成、(2) 政権を掌握した閣氏一族の範囲、(3) 閣氏一族の政権獲得の要因、(4) 閣氏政権の中枢部の変動、(5) 閣氏政権と開化政策・外交政策、という順にて述べることにしたい²⁾。

一 閣氏政権期の政権上層部の構成

閣氏政権は、高宗の妃（明成皇后）につながる閣氏一族が政権中枢部を占めた政権であると一般的に理解されている。この明成皇后を出した一族は、老論に属する驪興閣氏であった。したがって閣氏政権は外戚政権であり、老論政権であった。本節では、閣氏政権期において老論及び老論の驪興閣氏が政権上層部において占めた比重はどれほどであったのかを、政権上層部Ⅱ中央高官就任者の党派別姓氏別構成の分析結果を通じて確認することとしたい。

中央官庁の中心に位置するのは、最高行政官庁である議政府と行政実務を分掌した六曹（吏曹・兵曹・戸曹・礼曹・刑曹・戸曹）である。他の官庁の高官は、そのほとんどが議政府・六曹の高官経験者であるか、

表1 大院君政権期・閔氏政権前半期・閔氏政権後半期における政権上層部の党派別構成

		大院君政権期	閔氏政権前半期	閔氏政権後半期
議政・判書就任者	総数	139名	122名	131名
	老論	79 (56.8%)	82 (67.2%)	96 (73.3%)
	少論	34 (24.5)	25 (20.5)	22 (16.8)
	南人北人	12 (8.6)	6 (4.9)	6 (4.6)
		13 (9.4)	5 (4.1)	4 (3.1)
参判就任者	総数	151名	202名	233名
	老論	74 (49.0%)	115 (56.9%)	140 (60.2%)
	少論	39 (25.8)	50 (24.8)	53 (22.7)
	南人北人	20 (13.2)	18 (8.9)	13 (5.8)
		10 (6.6)	6 (3.0)	7 (2.9)
参議就任者	総数	261名	241名	326名
	老論	108 (41.4%)	111 (46.1%)	154 (47.2%)
	少論	59 (22.6)	51 (21.2)	65 (19.9)
	南人北人	39 (14.9)	31 (12.9)	37 (11.3)
		17 (6.5)	18 (7.5)	33 (10.1)

その兼任である。したがって中央高官総体の構成の分析は、議政府・六曹の高官(議政と六曹の判書、参判、参議)の構成を分析することによって達することができるとしてよい。

議政・判書就任者(正三品以上)、参判就任者(従三品)、参議就任者(正三品通政大夫)の総数と党派別構成を、大院君政権期(一八六三年一月～一八七三年一月)、閔氏政権前半期(甲申政変前まで)、同後半期(甲申政変後)について見ると、表1のとおりである。大院君政権

期も加えているのは、比較のためである^③。なお、大院君政権期の参議就任者数は、記録に一部欠落があるため、全体の八二・二%程度と推定される数字である^④。

表1からは、大院君政権期にやや抑えられていた老論の勢力が、閔氏政権期に入って伸張し、後半期には「老論優位体制の極大化」という状況に達したこと、反面において南人・北人の勢力が閔氏政権期には後退したこ

とがわかる。

姓氏別構成については、上述の各期ごとに議政・判書就任者、参判就任者、参議就任者を多数出した姓氏(総数の二・五%以上を占めるもの)に限って示すと、次のようになる。

○議政・判書就任者

大院君政権期には老論の安東金氏一四、老論の全州李氏八、少論の全州李氏六、老論の南陽洪氏五、老論の清風金氏四、老論の平山申氏四、老論の驪興閔氏四、老論の大丘徐氏四、少論の東萊鄭氏四の順で多い。閔氏政権前半期には老論の安東金氏一一、老論の全州李氏一〇、老論の光山金氏六、老論の驪興閔氏六、老論の南陽洪氏六、少論の東萊鄭氏六、老論の豊壤趙氏五、老論の大丘徐氏五、老論の潘南朴氏四、老論の青松沈氏四、宗室四の順で多い。後半期には老論の驪興閔氏一二、老論の全州李氏一一、老論の安東金氏六、老論の光山金氏六、老論の豊壤趙氏五、老論の楊州趙氏四、老論の青松沈氏四というように、老論が上位を独占している。

○参判就任者

大院君政権期には老論の全州李氏一三、老論の安東金氏九、老論の豊壤趙氏五、南人の清州韓氏四の順で多い。閔氏政権前半期には老論の安東金氏一一、老論の驪興閔氏一〇、老論の全州李氏九、老論の光山金氏七、少論の全州李氏六、少論の豊壤趙氏六、老論の徳水李氏五、老論の南陽洪氏五、老論の宜寧南氏五、少論の大丘徐氏五の順で多い。後半期には老論の驪興閔氏一九、老論の安東金氏一二、老論の全州李氏一一、老論の大丘徐氏八、老論の光山金氏七の順で多い。

○参議就任者

大院君政権期には老論の全州李氏九、少論の潘南朴氏七、老論の光山金氏六、少論の豊壤趙氏六、老論の清風金氏六、老論の豊壤趙氏六などが多くの就任者を出している。閔氏政権前半期には老論の全州李氏一、老論の安東金氏一一、少論の豊壤趙氏八、老論の光山金氏七、老論の豊壤趙氏七、老論の青松沈氏六、老論の驪興閔氏六、老論の大丘徐氏六、少論の潘南朴氏六の順で多い。後半期には老論の安東金氏一四、老論の全州李氏一二、老論の光山金氏一二、老論の驪興閔氏九、少論の東萊鄭氏八の順で多い。

老論の驪興閔氏は、大院君政権期には議政・判書就任者において上位に位置していたが、閔氏政権期においては、いずれのランクにおいても老論の安東金氏、老論の光山金氏、老論の全州李氏とならんで上位を占めるようになったこと、後半期には前半期に比していっそう勢力を拡大したことが分かる。

二 政権を掌握した閔氏一族の範囲

それでは、このように政権を掌握した老論の閔氏一族は、驪興閔氏という姓氏の中において、どのような範囲の集団であろうか。次にこの点を検討しよう。

(一) 驪興閔氏の歴史

驪興閔氏は高麗以来の名門両班であり、始祖と称される閔称道の曾孫に当たる閔令諤(一一一四～九三)は門下侍中に至った。閔令諤の子に

は、閔湜(ビンシヨク。刑部尚書)と閔公珪がいたが、二人の子孫はそれぞれ有力な系統となった。一九世紀後半の閔氏政権の中核となった老論の驪興閔氏は、どのような系統に属するのか、驪興閔氏略系図(論文末に五つに分割して掲載した)に基づいて検討してみよう。⁵⁾

系図1に示すように、閔湜の子孫の主なものA～Eの系統に分かれた。閔湜の曾孫は、閔漬(ビンシ。一二四八～一三二四)であり、忠宣王の時代に都僉議政丞に昇り、史書『本朝編年綱目』を編纂したことで知られる。この閔漬の子に祥正・祥伯があった。

まず、閔祥正(一二八一～一三五二)の子孫についてみると、閔祥正の曾孫である閔好礼・好問から二つの系統に分かれた。閔好礼の系統からは閔好礼の孫に閔孝曾(一四四八～一五一三)が出て、一六世紀初めに靖国功臣・驪川府院君・左參贊となった。閔孝曾の曾孫である閔中男(一五四〇～一六〇五。初名は忠男)、閔夢龍(一五五〇～一六一八)、閔馨男(一五六四～一六五九)は党争の開始期に北人に属し、閔中男は礼曹参判・驪興君、閔夢龍は光海君時代の右議政、閔馨男は右賛成・吏曹判書となった。系図2に登場する閔中男の子孫(Aの系統)、閔夢龍の子孫(Bの系統)、閔馨男の子孫(Cの系統)はみな北人であり、Aの系統から閔氏政権期に出た閔種默は兵曹判書・督辦交渉通商事務などの要職に就任した。閔好問の子孫(Dの系統)からは、系図2に示すように閔聖徽(一五八二～一六四七。戸曹判書)が出たが、その子孫は少論に属した。

次に閔祥伯の子孫についてみると、閔祥伯の曾孫に閔大生(一三七二～一四六七。中枢院副使)・閔紹生が出たが、閔大生の子孫からも複数

の文科合格者を出しているが、大院君政権期・閔氏政権期に活躍した人物を出しているのは閔紹生の子孫の系統（Eの系統）である。閔紹生の娘（閔孝源の姉）は宋玟寿の夫人となり、その間に生まれた娘が一四五四年に端宗（一四四一〜五七。在位一四五二〜五五）の妃（定順王后。一四四〇〜五七）となった。端宗が一四五五年に叔父の世祖（在位一四五五〜六八）に譲位させられた後、五七年に宋玟寿が上王（端宗）の復位を謀ったとして絞刑に処せられた。閔孝源の子である閔懷參（司憲府執義）はこの謀叛事件に連累して済州島に流配された。閔懷參の三男・閔繼点（長水県監）の子孫は繼点の玄孫である閔汝寛の代以降、全羅道綾州に居住するようになった（系図2のE系統を参照されたい）。閔汝寛の七代孫である閔胄顕（一八〇八〜八二）は閔氏政権前半期に兵曹參判となったが、奇正鎮・宋穉圭・洪直弼らの門人であり、老論に属した。閔汝寛の次男は閔聃齡（二六一七〜六五）であるが、聃齡の孫である閔濟章（一六七一〜一七二九。統制使）は遠くKの系統（閔思完の子孫）から晩洙（一七〇九〜五九）を養子とし、晩洙の六代孫である閔泳采（一八六六〜？）はIの系統に養子に入った。閔泳采は閔氏政権期よりも後になるが、李完用政権期（一九〇七〜一〇）の一九〇八年に奎章閣副提学（勅任官）となっている。Iの系統もKの系統も老論に属した（後にまた言及する）ので、閔聃齡の子孫も老論の家門であった。

以上は閔湜の子孫であるが、閔公珪の子孫は、閔公珪の曾孫に閔宗儒（一二四五〜一三二四。僉議贊成事）、玄孫に閔頤（ビンテキ。一二六九〜一三三五。密直司事進賢館大提学）が出て、有力な家系となり、閔頤の子である閔愉（密直提学、驪城君）、閔忭（ビンベン。？〜一三三七、

驪興君）の後孫は朝鮮王朝の時代に活躍することになった。

閔忭の子である閔霽（ビンセイ。一三三九〜一四〇八）は太宗（在位一四〇〇〜一八）の時代に門下左政丞・驪興府院君に昇り、その娘は太宗妃（元敬王后、一三六五〜一四二〇）となった。しかし、太宗の外戚抑制策によって閔霽の子である閔無害・無疾らの兄弟は自尽を命ぜられて、その後孫の勢力は衰えた。しかし、閔無疾の子孫からは、系図5のM系統に示すように、一九世紀後半に閔泳愚・応植の父子が現れ、閔応植はI系統に属する左議政閔鎮遠の嫡系に養子として入り、閔氏政権後半期には権力の中枢に位置するようになった。しかも、閔泳愚の祖父である閔致訥（一七七三〜一八六三）の妹は、金道根（キンユウコン。一七八五〜一八四〇）の後室（一七九三〜？）となっていた。金道根は老論の安東金氏による世道政治を開始した金祖淳（二七六五〜一八三二）の子であり、純祖妃（純元王后。一七八九〜一八五七）の兄である。当時最有力であった老論の外戚家門と婚姻関係を結んでいたことに示されるように、M系統は老論の家門であった。また、閔霽の弟である閔開、閔開の子・閔不貪の子孫（N系統）は一八世紀以降には、老論系の武臣を輩出して、閔氏政権期まで至った。

閔忭の兄である閔愉の子孫のうち、閔愉の曾孫である閔沖源、閔沖源の曾孫である閔齊仁（一四九三〜一五四九。左贊成）、閔齊仁の玄孫である閔光勲（一五九五〜一六五九。江原道觀察使）、閔光勲の子である閔著重・鼎重・維重兄弟と連なり、閔著重ら三兄弟（彼らの子孫を三房派と称した）を中心とした閔思容（閔齊仁の長男。一五一五〜七九。文川郡守）の子孫の系統（系図3〜5に示したIの系統）が一七世紀以降、

大いに繁栄することとなった。三房派はすべて老論の家門であり、関思容の長男である関汝健（一五三八～八五。新寧県監）の子孫であるが、関汝健の諸弟である関汝俊（一五三九～九九）・関汝信（一五五四～？）・関汝任（一五五九～一六〇七。工曹参判）・関汝儉（一五六四～一六二七。蔚山府使）・関汝佺らの子孫との間に養子を出したり（出系）、逆に養子を得ている関係にあったので、関汝健諸弟の子孫（系図5に示す）も三房派と一体の関係にあり、老論に属していた。そして、関汝健諸弟の子孫だけでなく、関思容の弟である関思寛の子孫（J系統）、関斉仁の弟である関斉英（唐津県監）の子である関思完・関思寧兄弟の子孫（それぞれK系統、L系統）も、三房派や関汝健諸弟子孫に養子を出している、三房派と連なっている、これらの系統も老論に属していた。

関冲源の兄である関澄源の子孫からも、一七世紀以降に繁栄した家門が現れた。関澄源の玄孫である関箕（一五〇四～六八。右議政）の子孫、関箕の従弟である関筭（一五一三～五八）の子孫、関箕の再従兄である関宗胤（一四九三～一五八三）の子孫である。系図2に示した関箕の子孫（F系統）、関宗胤の子孫（H系統）は老論家門である。関筭の子孫は、筭の玄孫の世代に老少の分裂に遭い、関最（一六三二～八九）の子孫、関興魯（一六五四～九四。府使）の子孫は老論家門、関師魯（一六五〇～一七一八）の子孫、関晟（一六四三～一七〇〇。兵使）の子孫は少論家門となった。H系統のうち、関仁俊（一五八〇～一六五七。水使）の玄孫である関廷様（ビンテイジュウ。一六九九～一七二九）は兄の子の学煥（一七二三～八四）を養子としたが、学煥はF系統の彦周（一七四〇～七六）を養子とし、彦周はG系統の関最の子孫である関懋鉉（一七

七三～一八四八）を養子とした。この関懋鉉の長女（一八〇七～？）は、哲宗妃（哲仁王后。一八三七～七八）の父である領敦寧府事・永恩府院君金汝根（一八〇一～六三）の後室となり、哲宗妃と金炳弼（一八三九～七〇。礼曹判書）を生んでいる。金汝根の娘が王妃となったのは一八五一年であるが、関懋鉉もその子の関洙鳳（一八〇一～三七）も死去しており、関懋鉉の兄の関始懋の孫である関義軾（一八二九～？）が洙鳳の養子となっていた。関義軾は大元君政権期に文科に登第し、関氏政権前半期には兵曹参判に昇った。

以上に述べたことを通じて、第一に、関氏政権期に政権を掌握した老論の驪興関氏は三房派を中核とし、関汝健諸弟の子孫で補完された家門の連合であると言える。また、第二に関斉仁の弟・関斉英の子孫（K・L系統）、関無疾の子孫（M系統）、関祥伯の子孫（E系統）、関澄源の子孫（F・G・H系統）のうちに広く存在した老論家門も結集して、勢力を拡大していたことを認めることができる。

（二）三房派の歴史

前項に述べたことを受けて、次には三房派が成立し、勢力を保っていった経緯について触れておくこととしたい。

関光勲の三人の男子、関著重（ビンシジュウ。一六二五～七七。大司憲。号は初齋）、関鼎重（一六二八～九二。左議政。号は老峯）、関維重（一六三〇～八七）はともに高官に昇り、彼らの後孫は、老論家門として大いに繁栄することになり、三房派と称された。ことに関維重は、兵曹判書に陞ったが、その娘が肅宗の継妃（仁顯王后。一六六七～一七〇

(一)となり、領敦寧府事・驪陽府院君に封ぜられ、その後孫は外戚、国舅の子孫として三房派のなかでも最有力の地位を保つことになった。

閔著重の後孫(初斎「ジンサイ」派。初斎は著重の号)からは、閔鎮周(一六四六〜一七〇〇)。著重の次男、吏曹判書、閔応洙(一六八四〜一七五〇)。鎮周の次男、右議政)、閔台懌(一七四四〜一八〇六。著重の玄孫、祀孫家を嗣ぐ。礼曹判書)、閔命懌(一七五四〜一八一八。応洙の孫、礼曹判書)、閔致文(一七七九〜一八五四。命懌の子、戸曹参判)が肅宗時代(在位一六七四〜一七二〇)中期から憲宗の時代(在位一八三四〜四九)までにかけて出た。

閔鼎重の後孫(老峯派。老峯は鼎重の号)からは、閔鎮長(一六四九〜一七〇〇。鼎重の長男、右議政)、閔昌懌(一七四〇〜一八一三。鎮長の曾孫、戸曹参判)が肅宗時代の中期から純祖の時代(在位一八〇〇〜三四)にかけて出た。この派は鼎重の男子が鎮長だけであったこともよって、勢力が相対的に弱かった。

閔維重の後孫(驪陽派。驪陽は維重の府院君号)からは、閔鎮厚(一六五九〜一七二〇。維重の長男、兵曹判書)、閔鎮遠(一六六四〜一七三六。維重の次男、左議政)、閔遇洙(一六九四〜一七五六。山林。鎮厚の次男。大司憲)、閔亨洙(一六九〇〜一七四一。鎮遠の次男、咸鏡道觀察使)、閔通洙(一六九六〜一七四二。鎮遠の三男、広州府尹)、閔百奮(一七二三〜九三。鎮厚の長男である翼洙の長男、成均館大司成)、閔百祥(一七一一〜六一。亨洙の長男、右議政)、閔百興(一七一五〜七四。亨洙の次男、兵曹判書)、閔著顯(一七五二〜一八一。百奮の長男、吏曹参判)、閔鍾顯(一七四五〜九八。遇洙の次男である百兼(一

七一九〜四七。進士)の子、吏曹判書)、閔弘烈(一七三五〜七七。百祥の長男、吏曹参判)、閔致成(一七七三〜一八五三。閔鎮遠の嫡系曾孫である養顯(一七四二〜一八〇三。承政院承旨)の次男、礼曹判書)が肅宗時代の後期から哲宗の時代にかけて出た。

(三) 閔氏政権期における老論の驪興閔氏の高官

以上の二項における検討を通じて、一七世紀末以降、三房派を中心に老論の驪興閔氏の勢力が形成され、展開していった過程を確認できた。これを受けて、閔氏政権期に議政・判書、漢城府判尹、参判、漢城府左尹・右尹、参議、承旨などの高官に就任した者のうち、老論の驪興閔氏の諸家門に属する者を系統別に示すと、以下のとおりになる。斜線の上側は閔氏政権前半期に、下側は閔氏政権後半期に高官に就任した者であり。上側のうちで*印を付した者は後半期にも就任したものである。なお、論文末に該当者の生没年、科挙合格年、品階の昇進状況、主要な官職歴を示した一覧表(表2、表3)を付した。

初斎派 八名：閔德鎬、*閔泳駿、*閔斗鎬／閔世鎬、閔正植、閔泳国、閔泳稷、閔泳肅

老峯派 三名：閔龜鎬、閔昌植、／閔丙漢

驪陽派 三名：閔致久、閔致庠、*閔泳緯、閔奎鎬、閔謙鎬、閔台鎬

鎬、閔泳穆、*閔泳商、*閔泳翊、閔致万、*閔泳奎、*閔致序、*閔応植、*閔泳煥、*閔丙奭、*閔泳韶、*閔璟鎬／閔泳達、閔吉鎬、閔炯植、閔丙承、閔京鎬、閔宗植、閔啓鎬、閔泳綺、閔亨植、閔致憲、閔致長、閔泳喆、閔泳敦、閔泳瓚、閔泳琦、閔商鎬

関汝健の諸弟の後孫 六名…／関観植、関敬鎬、関泳玉、関泳柱、関泳寿、関致駿

その他の系統 三名…＊関義賦、＊関泳愚／関馨植、

計 五三名(前半期 二四名、後半期 四三名)

三房派が中心であり、なかでも驪陽派の占める比率が高いことがわかる。

三 関氏一族の政権獲得の要因

それでは、老論の驪興関氏はなぜ政権を獲得できたかのであろうか。以下、この点について検討したい。⁶⁾

第一に、高宗と王妃関氏との婚姻が成立し、老論の驪興関氏が国王の外戚となりえた要因についてである。

この点に関しては、興宣君(大院君)と老論の驪興関氏との姻戚関係がすでに存在していたことが重要である。興宣君の父、南延君(一七八八～一八三六)はもともと、第一六代国王仁祖(在位一六二三～四九)の第三王子である麟坪大君滔(リンペイタイクンヨウ。一六二二～五八)の後孫で、宗室(王族)であったのは曾祖父の安興君塚までであった。李宋重(リサイジユウ)と名のついていた彼は、一八一五年末に恩信君禎(一七五三～七一。正祖の異母弟)の後嗣に立てられ、王族となり、南延君と称することになった。南延君夫人(すなわち、興宣君の母)は関景懌(一七四六～一八一五)の四女(一七八四～一八三二)であった。⁷⁾ 関景懌は、老峯派の関昌懌の弟(百憲の次男)で、父の従兄弟に当たる関百徴(一七〇七～二七)の嗣子となっていた。関景懌の官職は繕

工監監役に過ぎず、関百徴も無官のまま夭折していたから(『驪興関氏族譜』による)、勢力はなかったと思われる。

興宣君昱応(一八二〇～九八)は南延君の四男であるが、興宣君の夫人には関致久(一七九五～一八七四)の長女(一八一八～九八)が迎えられた。関致久は関維重の三男に当たる関鎮永(一六八二～一七二四。金化県監)の玄孫、関端頭(一七六八～一八五八。僉知中枢府事)の次男であり、当時は驪陽派の傍流と言つてよい位置にあった。

関致久の次男・升鎬(一八三〇～七四)は興宣君夫人の弟であるが、関維重嫡系(祀孫)の関致禄(一七九〇～一八五八。掌楽院僉正。関著顕の子)の嗣子となった。致禄の娘は後の王妃であるが、興宣君はその夫人を介して、驪陽派の祀孫家と近親の関係になったのである。高宗の即位後、一八六六年三月(以下、年月は陰暦による)に関致禄の一人娘は王妃(一八五一～九五。明成皇后)となり、関致禄は領敦寧府事・驪城府院君に追贈された。興宣君夫人が関致禄の娘を王妃に迎えることを大院君に勧めたと伝えられる。こうして、興宣君はその母以来、三代にわたつて老論の驪興関氏と姻戚関係を結ぶことになったのである。少なくとも、この時点では大院君と王妃の一族とは親密な関係にあったと判断するのが妥当であろう。

第二に、大院君政権時代に、一九世紀半ばにはやや弱まっていた老論の驪興関氏の勢力が伸張したことを挙げる必要がある。

憲宗の時代には参判就任者に関致成、関致文の二人があつただけで、判書就任者はなかった。哲宗の時代のうち、一八五〇年代までは、関致成が四代の王(正祖・純祖・憲宗・哲宗)に仕えて八〇歳を超えたと

いう理由で礼曹判書に任ぜられた(短期)ほかは、参判就任者は閔致文だけという状態であった。

老論の驪興閔氏の勢力が上昇に向かうのは、一八六〇年代に入ってからのことである。一八四〇年代に文科に登第した閔致庠・閔泳緯が参判に就任し、一八五九年に文科に登第した閔奎鎬も哲宗末年の一八六三年には参議に就任した。

高宗の即位によって、その外祖父である閔致久は、一八六四年一月には工曹参議、五月には刑曹参判、十二月には工曹判書と急速に昇進した。また閔升鎬は一八六四年一〇月に文科に及第し、六六年一月には早くも通政大夫に進み、承旨ついで礼曹参議となった。六七年一月に戸曹参判に進み、都承旨、吏曹参判、工曹参判などを歴任して、七二年二月に刑曹判書に進み、以後、兵曹判書、吏曹判書を歴任した。閔致庠(一八二五〜八八)は一八六九年五月に正二品となり(公忠〔忠清〕道観察使のとき)、七〇年二月以降、刑曹・礼曹・工曹・兵曹の判書を歴任した。閔泳緯(一八一八〜八六)も一八七三年四月に刑曹判書に進んだ。閔奎鎬(一八三六〜七八)は一八六九年一月に刑曹参判に昇進した。閔升鎬の実弟・閔謙鎬(一八三八〜八二)は一八六七年四月に文科に登第し、六八年八月には承旨となり、七二年二月には礼曹参判に昇進した。閔奎鎬の実兄・閔台鎬(一八三四〜八四)は一八七〇年三月に文科に及第し、九月には早くも通政大夫に進み、兵曹参知となった。この他に、三房派からは参議・承旨クラスに文科合格者ではない閔致友(一七九九〜一八七〇。閔致久の実弟)、閔致序(一八一七〜九一。閔致庠の兄)、閔定鎬(一八〇四〜八六。のち龜鎬)などが就任していた。こうして大院

君政権末には、三房派は判書就任者四名、参判就任者二名、参議・承旨就任者四名を擁し、哲宗末に比してその陣容を強化することができていたのである。閔致久・閔升鎬とその近親が、大院君及び高宗の外戚として優遇を受けたためであることは、閔致久・閔升鎬・閔謙鎬・閔台鎬らの昇進の急速さによく示されている。

第三に、二〇歳代に入った高宗が「親政」を志向し、大院君の退陣を計画すると、王妃と閔升鎬がこれを支持し、大院君の南人・北人登用、老論抑制策に反発した老論の名門を結集するのに成功したことである。結集の範囲は明確ではないが、閔氏政権成立直後の人事の動向から見ると、老論の豊壤趙氏の趙寧夏(一八四五〜八四)・趙成夏(一八四五〜八一)、老論の光山金氏の金輔鉉(一八二六〜八二)が含まれていたとみてよく、また、政権成立直後に閔升鎬が老論の名門の結集を拡大することに努めたことは間違いないところである。趙寧夏・趙成夏は、大王大妃趙氏(翼宗〔孝明世子を追尊〕妃。神貞王后。一八〇八〜九〇)の一族であり、純祖・憲宗・哲宗の外戚である老論の安東金氏について有力な外戚一族であったが、この一族との連携に成功したことは、とくに大きな意味を持ったと言える。

第四に老論の驪興閔氏、とくに三房派が老論屈指の名門であったことである。とくに王妃の実家、驪陽派の祀孫家は二国舅(国舅は王妃の父)の家となり、その尊貴と栄誉は類例のないものであった。このことは、一八七四年一月に閔升鎬が不慮の死を遂げたときの高宗の対応を見ると、よく分かる。当初、閔升鎬の子がまだ生きていた二月三〇日には、「両世の国舅の香火、念ぜざる可からず」として右参贊閔奎鎬に撰祀を

命じている。その子も亡くなると、関台鎬の一人息子・関泳翊（一八六〇～一九一四）を継嗣に立てる手続きが取られた。ところが、二月一日に、このとき京畿觀察使であった関台鎬は上疏して、礼斜（養子の裁許書）の礼曹への申請は、宗中が台鎬の意見を聴かずにおこなったものであり、「太宗の尊きと雖も、小宗より長を奪う可からざる有るなり。

臣、四世の宗を以てし、臣の兄弟、他に生息する無く、只、臣の子一人有るのみにして子子として伝世す。今、威命に怵（おそ）れ迫られ、近廟を捨てて遠宗を継がば、則ち臣、礼訓に於いて果たして如何なる人ならんや」と述べて、継嗣を他に求めるよう請願した。関台鎬が「四世の宗」と述べているのは、関亨洙―百祥―弘燮―致三―台鎬と続いてきた家系のことであり、関台鎬は関亨洙・百祥の祭祀を絶やすことはできないと主張したのである。この主張に対して、高宗は「卿も亦、驪陽の孫なり。情を以て礼を以て其の香火の重きと為すを念ぜざらんや。且つ已でに礼斜の啓下有れば、則ち是れ君命なり。是くの如き陳疏、反りて道理に非ざるなり」と答え、大宗である驪陽府院君家の祭祀の方が重要であるとして、台鎬の訴えを退けた（『承政院日記』高宗十一年甲戌二月二十九日、二月一日、二月二一日）。高宗は驪陽府院君家の祭祀が絶えないように、介入と言ってよいほどの措置の実行を命じたのであるが、そのことは逆に驪陽府院君家の地位と権威の高さを示している。王妃、関升鎬、関泳翊はそのことを政治的に充分利用できたのである。

四 関氏政権中枢部の変動

関氏政権の成立とともに、外戚として政権の中心（世道）の地位に

座つたのは、王妃の兄である関升鎬であった。しかし、関升鎬は右に記したように一八七四年一月に急死したので、世道の地位は関奎鎬に移った。これを初めとして、世道の地位は比較的短期に移動した。以下、世道の地位の移動を中心にして、関氏政権の中枢部がどのように変動したかを考察しよう。⁸⁾

(一) 関升鎬の世道

一八七三年一月から七四年一月までは、関升鎬が政権を掌握した関氏一族の中心（世道）の地位にあった。しかし、政権獲得直後に、生母（関致久の妻）が亡くなり、関升鎬は実弟の関謙鎬とともに服喪することになった。このため、その執権は変則的な形態となった。関升鎬の政権掌握から間もない七四年二月に王妃関氏は王子を生んだ（のちの純宗）。これによって老論の驪興関氏の外戚としての地位は強化された。

この期間に、関奎鎬は都承旨、吏曹参判を経て、一八七四年一〇月に礼曹判書に昇進した。関致庠は水原府留守であったが、七四年一月に戸曹判書となった。関台鎬は七四年八月に黄海道觀察使から京畿觀察使に転任した。このように関升鎬は、老論の驪興関氏の政治的基盤を強化することに努めたが、七四年一月に不慮の死を遂げた。

この期間に、関氏一族の協力者であったのは、領議政李裕元（少論の慶州李氏）、右議政朴珪寿（老論の潘南朴氏）、議政府有司堂上・武衛都統使の趙寧夏、議政府有司堂上の金輔鉉、都承旨の金炳始（老論の安東金氏）などであった。

(二) 閔奎鎬の世道

一八七四年一月から七八年一〇月までは、閔奎鎬が世道の地位にあった。閔奎鎬が世道の地位を確保したのは、閔泳翊が閔升鎬の嗣子となることを認めるよう実兄の閔台鎬に説得して、王妃の信任を得たためであると伝えられているが、閔升鎬の嗣子となった閔泳翊の実の叔父として、王妃と血縁的に近い関係になったこと、すでに判書の地位となっていたことによったものであろう。

閔奎鎬が世道となつて一年ほどが経過した一八七六年二月に日朝修好条規に調印したことは、対外政策の大きな転換となつた。それから間もない七六年七月に閔奎鎬は実弟の閔台鎬とともに、母の喪に服することになり、これ以後は再び変則的な執権となつた。閔奎鎬は七八年一〇月の喪明け後、病氣となり、右議政に任命されて間もなく死亡した。七七年二月に喪が明けた閔謙鎬は、四月に議政府有司堂上、七月には刑曹判書、九月には兵曹判書となつて地位を強化した。また閔泳翊が七七年四月に一八歳で文科に登第し、それから一年も経たない七八年二月には通政大夫に昇り、六月には都承旨、九月には議政府副有司堂上となつて、年少ながら急速に政権の中核に入った。この他、戸曹判書が続けた閔致庠、都承旨・議政府有司堂上の閔泳穆を含めて、閔氏一族の政治的基盤は着実に強化された。

この期間に、閔氏一族の協力者であつたのは、領議政李最応（宗室、興寅君。大院君の兄）、訓練大将趙寧夏、議政府有司堂上趙成夏、宣恵庁堂上金輔鉉、議政府有司堂上・兵曹判書・宣恵庁堂上の金炳始、議政府有司堂上趙寅熙（少論の楊州趙氏）、議政府有司堂上沈舜沢（老論の

青松沈氏）、都承旨沈履沢（老論の青松沈氏、舜沢の弟）などであつた。

(三) 閔謙鎬・閔台鎬の世道

一八七八年一〇月から八二年六月の壬午軍乱勃発までは、閔謙鎬・閔台鎬の二人が世道の地位にあつた。彼らが世道の地位を確保したのは、閔謙鎬は閔升鎬の実弟、閔台鎬は閔泳翊の実父であり、王妃と血縁的に近い関係にあつたことによる。閔謙鎬は武衛都統使・御營大将・宣恵庁堂上・經理統理機務衙門事を歴任し、軍事・財政の実権を掌握した。閔台鎬は七八年一二月に刑曹判書に昇進し、以後、吏曹判書・兵曹判書・武衛都統使・經理統理機務衙門事・左贊成を歴任した。また閔泳翊は七八年一二月に従二品に進み、議政府有司堂上となり、のち經理統理機務衙門事となつた。八二年二月には閔台鎬の長女（閔泳翊の実妹。一八七二～一九〇四）が王世子嬪となつた（純宗の即位後、純明皇后と追尊される）。こうして、老論の驪興閔氏は二代にわたる外戚としての地位を獲得した。

閔謙鎬・閔台鎬・閔泳翊の他に、閔致庠は吏曹判書・經理統理機務衙門事、閔泳緯は吏曹判書となつた。閔泳穆は七九年二月に正二品に進み、広州府留守、工曹・礼曹・刑曹の判書を歴任した。閔泳商は七九年三月に従二品に進み、都承旨、礼曹・吏曹の参判を歴任した。閔謙鎬の実子（閔謙鎬の兄である閔泰鎬の嗣子となつた）・閔泳煥（一八六一～一九〇五）は閔泳翊の後を追うようにして、七八年四月に文科に登第し、八一年二月には通政大夫に進み、八二年一月には都承旨となつた。こうして閔氏一族の勢力は強まったが、壬午軍乱によって閔謙鎬は殺害されるに

至った。

この時期に関氏一族の協力者であったのは、領議政李最応、訓練大将・吏曹判書・議政府有司堂上・兵曹判書・經理統理機務衙門事の趙寧夏、吏曹判書趙成夏、議政府有司堂上・經理統理機務衙門事の沈舜沢、戸曹判書・吏曹判書の金炳始、京畿觀察使・經理統理機務衙門事の金輔鉉、都承旨金永寿（老論の光山金氏）らであった。

（四）関台鎬の世道

一八八二年七月の関氏政権復活から八四年一〇月の甲申政変までは、関台鎬が世道の地位にあった。関台鎬は左賛成・宣惠庁堂上・督辦軍国事務を歴任した。

関台鎬の世道期において、関泳穆は督辦交渉通商事務・吏曹判書・兵曹判書を、関泳緯は議政府有司堂上、礼曹・工曹・兵曹の判書を歴任した。関泳翊は遣米全権大臣となるなど、おもに外交活動に従事し、一八八四年八月には親軍後營使となった。壬午軍乱の際に王妃を忠州の郷第に匿って、王妃の信任を得た関応植（一八四四～一九〇三）は、八二年一〇月に文科に登第し、八三年一〇月には戸曹参判に進み、都承旨を経、八四年七月に平安道觀察使となった。

この時期に関氏一族の協力者であったのは、議政府有司堂上・協辦軍国事務・右議政の沈舜沢、兵曹判書・督辦軍国事務の趙寧夏、戸曹判書・宣惠庁堂上・督辦軍国事務の金炳始、議政府有司堂上・戸曹判書の金永寿、都承旨・京畿觀察使の沈相薫（一八五四～一九〇七。老論の青松沈氏。母は関致久の娘）らであった。

（五）関応植の世道

一八八四年一〇月の甲申政変後から、九〇年三月までは、関応植が世道の地位にあった。関応植は関鎮遠の嫡系であるが、王妃関氏との血縁的關係は従来の世道に比して疎遠であった。甲申政変によって関台鎬が殺害され、関泳翊が負傷するという事情、および王妃の信任が厚かったことが、関応植が世道となりえた要因である。関応植は一八八五年五月に平安道觀察使から親軍左營使に転じて中央に戻り、七月には工曹判書に進み、以後、礼曹・刑曹・吏曹・兵曹・戸曹の判書を歴任した。また協辦内務府事、督辦内務府事となった。この間、八八年八月から九〇年一月までの間、忠清道清州に新設された三道陸軍統製使として赴任している。

関応植と対抗したのは、関泳煥である。関泳煥は生父の関謙鎬の喪が明けた一八八四年一二月に再び都承旨となり、八五年一月には工曹参判に進み、八六年二月には議政府有司堂上となり、八七年一〇月には礼曹判書に進み、八八年一〇月には兵曹判書となって九一年八月まで在任することになった。また親軍海防使・前營使、協辦内務府事、督辦内務府事も歴任した。関泳翊は八五年七月に親軍左營使となり、一〇月には兵曹判書に進んだ。しかし、八六年閏七月に朝露秘密協定問題と関連して中国に移住することになった。国内不在中にも官職の任命がおこなわれ、協辦内務府事から督辦内務府事に進んだ。

この他に、一八八五年には関泳商、八六年には関致序、八七年には関世鎬、八八年には関泳奎、八九年には関泳韶、九〇年には関泳駿が新しく判書となった。関泳商は協辦内務府事、督辦内務府事、関泳韶・関泳

駿は協辦内務府事を兼ねた。参判以下を加えると、閔氏一族の勢力は急速に強化されていったことが分かる。

この時期に閔氏一族の協力者であったのは、領議政沈舜沢、左議政金炳始、議政府有司堂上・吏曹判書・右議政の趙秉世（老論の楊州趙氏）、議政府有司堂上・戸曹判書・兵曹判書・吏曹判書・協辦内務府事・督辦内務府事の金永寿、戸曹判書・吏曹判書・協辦内務府事・督辦内務府事の沈履沢、宣惠庁堂上・吏曹判書・協辦内務府事・督辦内務府事の趙康夏（老論の豊壤趙氏）らである。

（六）閔泳駿の世道

一八九〇年三月に閔泳駿（一八五二～一九三五）が宣惠庁堂上（大同意法関係の財政を管掌）に就任したところから閔氏政権の崩壊までは、閔泳駿が世道の地位にあった。閔泳駿は訶齋派であるが、父・閔斗鎬（一八二九～？）の生父である閔致友は閔致久の実弟（閔汝任後孫に養子となった）であるので（系図4・5参照）、閔斗鎬と閔升鎬とは実の従兄弟の関係になる。したがって閔泳駿と王妃との血縁的關係も比較的近い関係にあり、この関係は高宗と王妃閔氏の信任を得る上での一要因となったと考えられる。閔泳駿は八七年一月に従二品に進み、都承旨や吏曹参判を歴任し、八七年二月から八九年一月まで平安道觀察使に在任し、江華府留守を経て、九〇年二月に中央に戻った。その後、礼曹・工曹・刑曹・吏曹・兵曹の判書を歴任し、左賛成に至った。また宣惠庁堂上、議政府有司堂上、親軍經理使、協辦内務府事・督辦内務府事も歴任した。

閔応植は礼曹判書などを経て、一八九三年三月から海沿摠制使兼江華府留守となった。閔泳煥は兵曹判書ののち、刑曹・吏曹の判書を歴任し、九一年二月までは議政府有司堂上であり、また協辦内務府事・督辦内務府事も歴任した。この他に閔氏一族で判書に就任した者、任命された者は七名（閔泳商、閔泳韶、閔泳翊、閔世鎬、閔泳奎、閔泳愚、閔泳達）であった。

この時期に閔氏一族の協力者であったのは、領議政沈舜沢、左議政趙秉世、吏曹判書・戸曹判書・督辦内務府事の沈履沢、戸曹判書・協辦内務府事・督辦内務府事の朴定陽（老論の潘南朴氏）、吏曹判書・宣惠庁堂上の沈相薫らである。

閔氏政権における世道は、短期間に移動したことが、その特徴である。安東金氏の金祖淳が一八〇六年の政権掌握から三二年の死去に至るまで世道の地位にあったのと比べると、いかにも短い。しかし、その交替は不慮の死（閔升鎬、閔謙鎬、閔台鎬）、病死（閔奎鎬）によるものがほとんどで、後半期における閔応植から閔泳駿への交替が唯一異質である。一族内部の主導権争いと言うこともできるが、閔泳駿の世道期に閔応植も閔泳煥も排除されたわけではなく、高官の地位を維持し、かなりの勢力を有していた。比較的緩やかに交替がおこなわれたと理解すべきであろう。

また、短期の変動を含みつつ、王妃の兄（閔升鎬）、王妃の近親（閔奎鎬・閔謙鎬・閔台鎬・閔泳駿）、やや遠い親族であるが王妃の信任が厚い者（閔応植）を頂点として、驪興閔氏の三房派が結束して政権を維

持したことに注目すべきであろう。

五 閔氏政権の開化政策・外交政策

本節では、閔氏政権の開化政策・外交政策を考える上での視点に関して、若干の問題提起をおこなうこととしたい。

(一) 開化政策への転換と閔氏政権

一八八〇年後半以降、高宗と閔氏政権は、欧米諸国とも条約を結び、欧米の制度・技術・文物を導入して内政の改革を図る政策、開化政策を採用し、展開しはじめた。この開化政策への転換を理解する上において重要な点は、次のとおりである。

第一に、政策転換の主体のとらえ方である。従来、金玉均らの努力、高宗への働きかけが政策転換をもたらしたという説明がおこなわれてきたが、このような説明は実態に即していないものである。開化政策への転換を決定し、これを推進したのは、高宗と閔氏政権の上層部であった。金玉均は、この政策転換に伴って登用され、政権上層部へ進出することが可能になったと見るべきである。また、洪英植は、英祖初年の老論湯平派の大臣・洪致中（一六六七〜一七三二）の後孫であり、現職の領議政・洪淳穆（一八一六〜一八四四）の息子であった。徐光範は、英祖妃（貞聖王后。一六九二〜一七五七）の父・贈達城府院君徐宗悌（一六五六〜一七一九）の後孫であり、純祖初期の領議政徐龍輔（一七五七〜一八二四）の曾孫であった。朴泳孝は一八七二年に哲宗の王女・永惠翁主の夫となり、錦陵尉に封ぜられていた（翁主は七二年のうちに死去）。金

玉均も右議政金尚容（一五六一〜一六三七）の後孫であり、純祖・憲宗・哲宗の三代にわたる外戚家門として権勢をふるった老論の安東金氏の一員であった。彼らは、老論の名門両班の子弟として速やかに昇進することが約束されており、また朴泳孝のように前王の女婿という高い地位にあり、そのことを利用して金玉均らのグループの活動がおこなわれたと見るべき点がある。

第二に、開化政策への転換を可能にした要因についてである。ここで注目すべきは、開国・開化政策に反対する勢力の政治的な結集軸たる大院君派を閔氏政権が周到に抑圧したことである。

一八七四年に南人系の儒生を中心におこなわれた大院君の復帰を求める上疏は、ただちに抑圧され、これと関連して大院君政権期以来の右賛成・宣恵庁堂上であった李承輔（南人の全州李氏）は全羅道珍山郡に流配され、のち官に復したが、勢力は失われて、八〇年三月に死去した。このようななかで、大院君末期の左議政であった姜滌（北人の清州韓氏）、右議政であった韓啓源（南人の清州韓氏）を、ふたたび議政に任命するような状況は到来しえなくなった。

一八八一年一〇月には李載先事件によって、大院君派の前承旨安驥泳（南人の順興安氏）、前承旨権鼎鎬（南人の安東権氏）、前承旨蔡東述（南人の平康蔡氏）らが死刑に処された。

八三年四月には、第二次大院君政権時の「王妃葬儀」問題をめぐって、逆心をいだいた行動があったとして、大院君派の前判書趙秉昌（少論の豊壤趙氏）、前判書李会正（北人の全州李氏）、前判書任心準（北人の豊川任氏）、前承旨鄭顕徳（南人の草溪鄭氏）らが賜死された。

これら一連の措置によって、大院君派の政治勢力は無力化し、開化政策を遂行しやすい条件がつけられたのである。

第三に、閔氏政権の政治的基盤が基本的に安定してきたことが、反対派を抑え、転換を図ることを可能にしたことである。閔氏一族が相当数、政権の中核にある状態がつけられる必要があった。「四 閔氏政権中核の変動」で見たように、そのような状態になったのは、閔謙鎬・閔台鎬の世道の初期、一八七九年ころのことであろう。

(二) 宗主権強化政策に対する抵抗について

甲申政変後、朝露秘密協定問題、公使派遣問題、神貞王后弔勅使問題をめぐって、宗主権の維持強化を図ろうとする清と、条約を欧米諸国と結んでいることを活用して自立を志向する高宗・王妃と閔氏一族の一部との対立が展開していく。この問題に関して、次のような点を検討する必要があるのではないか。

第一に、このような抵抗を展開することが可能にした要因は何か、国際政治の面、国内政治の面の両面から探っていく必要がある。

第二に、抵抗した主体の論理、また、どこまで抵抗しようとしていたのかを検討する必要がある。

第三に、一八九一年以降、この問題はどのように展開されるかの明らかにする必要があるのではないか。

おわりに

以上、各節の関連が必ずしも明確ではない論考になってしまったが、

細部を調査中に、全体像についての見通しを述べてみようとするに伴う無理といわなければならぬ。最後に残された大きな課題を二つ指摘して、報告を終えたい。

第一に、権力構造、権力編成の原理を具体的に明らかにしていくためには、中央高官だけではなく、中央の中下級官僚、地方官、武官の分析を対象を拡げる必要があるということである。

第二に、閔氏政権の諸政策を考察することも、これより本格的に進めなければならぬ課題である。開化政策・外交政策の一部について述べたことが、この課題に接近する一つの糸口になることを期待したい。

注

(1) 「閔氏政権上層部の構成に関する考察」〔朝鮮史研究会論文集〕第二七集、一九九〇年三月。以下、拙稿Aとする。

(2) 本稿は、拙稿Aと「閔氏政権の権力構造とその開化政策・外交政策」〔日韓歴史共同研究プロジェクト第六回シンポジウム報告書〕「東アジア認識」研究会、二〇〇四年三月。以下、拙稿Bとする。とを基礎にして、その後の調査で得られた知見を加えて、補訂作成したものである。

(3) 各時期における議政・判書就任者、参判就任者、参議就任者の党派別構成姓氏別構成の分析結果は、拙稿「大院君政権期の権力構造―政権上層部の構成に關する分析―」〔東洋史研究〕第四九卷第二号、一九九〇年三月。以下、拙稿Cとする。拙稿「閔氏政権前半期の権力構造―政権上層部の構成に關する分析―」(武田幸男編「朝鮮社会の史的展開と東アジア」山川出版社、一九九七年四月。以下、拙稿Dとする)、拙稿「閔氏政権後半期の権力構造―政権上層部の

構成に関する分析―(『朝鮮文化研究』第二号、東京大学文学部朝鮮文化研究室、

一九九五年三月。以下、拙稿Eとする)による。

ただし、各論文発表後の調査によって、集計数を訂正したところがある。以下に指摘しておきたい。第一に、大院君政権期の議政・判書就任者、参判就任者について訂正をした。議政判書就任者については、分類不明としていた慶州李氏の李容象は老論と訂正すべきこと、南人の李明迪は慶州李氏としたのは誤りで、延安李氏と訂正すべきことを確認した。したがって、拙稿C、一四四頁において、議政判書就任者の党派別構成に関して「老論七八、……分類不明一」としていたが、本稿では「老論七九……」と訂正した。参判就任者については、分類不明としていた驪興閔氏の閔胄頤は老論と訂正すべきことを確認した(その根拠については、本稿の二の(一)を参照)。したがって、拙稿C、一四八頁においては、参判就任者の党派別構成を「老論七三……分類不明三」としていたが、本稿では「老論七四……分類不明二」と訂正した。

第二に、閔氏政権前半期の参判就任者、参議就任者について訂正をした。参判就任者については、少論としていた驪興閔氏の閔義軾は老論と訂正すべきこと(その根拠については、本稿の二の(一)を参照)、老論の昌原黄氏に黄鍾奎を追加すべきこと、少論の潘南朴氏に朴齐万を追加すべきこと、南人の金宗泰は善山金氏ではなく、豊山金氏に訂正すべきことを確認した。したがって、拙稿D、四七三頁においては、参判就任者総数二〇〇名、老論一一三としていたが、本稿では総数二〇二名、老論一一五と訂正した。少論・南人については結果的に変更無しである。参議就任者については、老論の平山申氏に申泰観を追加すべきことを確認した。したがって、拙稿D、四七八頁において参議就任者総数二四〇名、老論一一〇としていたが、本稿では総数二四一名、老論一一と訂

正した。

第三に、閔氏政権後半期の参判就任者、参議就任者について訂正をした。参判就任者については、前半期と同様に閔義軾を老論と訂正すべきこと、少論としていた大邱徐氏の徐珩淳を老論と訂正すべきこと、分類不明としていた青松沈氏の沈寅沢を老論と訂正すべきこと、分類不明としていた豊壤趙氏の趙万赫および平壤趙氏の趙存斗を参判就任者から亜尹就任者に訂正すべきこと(参判就任者からは除くべきこと)、分類不明としていた安義林氏のエ林俊養は参判就任者から除くべきことを確認した。したがって、拙稿E、一〇六頁においては、参判就任者総数二三七名、老論一三八、少論五五、分類不明二〇としていた(老論の集計にミスがあつて一三七で、総数は二三六名が正しいことも分かった)が、本稿では総数二三三名、老論一四〇、少論五三、分類不明一六と訂正した(分類不明は表1では省略している)。参議就任者については、本貫不明としていた朴用元は老論の潘南朴氏と訂正すべきこと、老論の南陽洪氏に洪在正を追加すべきこと、少論に咸陽呂氏の呂圭益を追加すべきこと、本貫不明としていた黄基河を西北人の黄州黄氏と訂正すべきこと、松都人の河浜李氏の李東旭を削除すべきことを確認した。したがって、拙稿E、一〇七頁においては、参議就任者総数三二五名、老論一五二、少論六四、西北人七、松都人一、本貫不明六としたが、本稿では総数三二六名、老論一五四、少論六五、西北人八、松都人〇、本貫不明四と訂正した(本貫不明・西北人は表1では省略している)。

(4) 拙稿Cにおいては、参議就任者については分析を省略した。それは、『承政院日記』における六曹参議及び兵曹参知の就任者に関する記録が一八六五、六六年の分がほとんど欠けており、不完全であったためである。しかし、該当の七官職就任者の記録の存在する期間の全体に対する比率は、八二・二%であるの

で、おおよその傾向は把握できる。それゆえ、拙稿Cの修正版（未発表）では、参議就任者も分析対象とした。その分析結果の一端を本稿の表1に示した。

(5) 驪興閔氏略系図は、ソウル大学校奎章閣韓國国学研究所蔵の『驪興閔氏族譜』（閔致序等補編、一八八九年）に基づいて作成した。

(6) 本節の典拠は、『承政院日記』・『日省録』・『万姓大同譜』・黄玿『梅泉野録』（韓国史料叢書第一、ソウル・国史編纂委員会、一九五五年）及び前掲『驪興閔氏族譜』などである。

(7) 南延君夫人の生没年は、宗正院編『璿源統譜』（元宗〜莊祖子孫録、一九〇二年刊）の延齡君派譜によった。

(8) 本節の原型は、「閔氏政権の中枢部の特質」（『東北亜』第七集、東北亜研究院、一九九八年七月、金東明氏の韓国語訳により発表）の第四節「閔氏政権期の権力中枢の移動」であるが、これに補訂を加えて、拙稿Bの第四節としたものであり、本稿を作成するに当たって、さらに補訂を加えたものである。

(9) 拙稿「第二次大院君政権の権力構造―政権上層部の構成に関する分析―」（『西嶋定生博士追悼論文集 東アジア史の展開と日本』山川出版社、二〇〇〇年三月）参照。

系図1

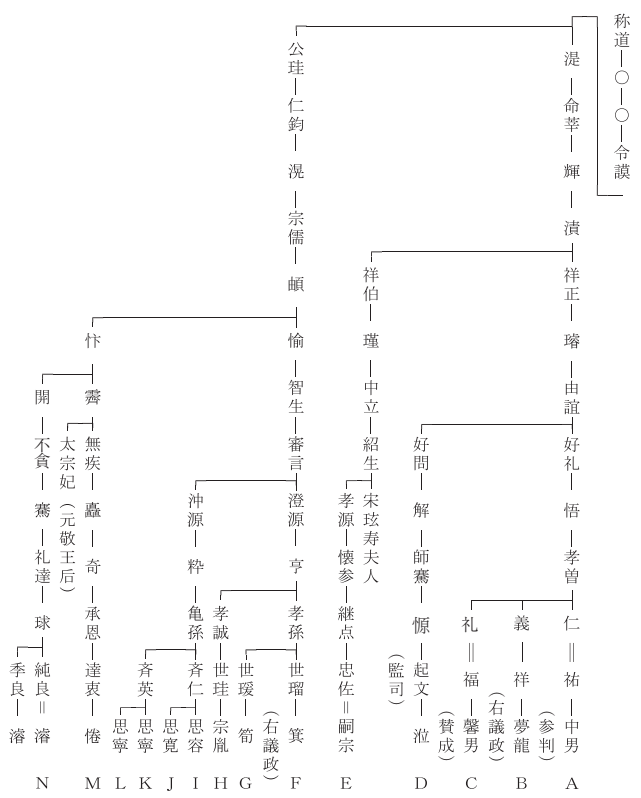


表2 関氏政権前半期における老論・驪興関氏の参議・承旨以上就任者一覧

- 〔凡例〕(表2も同じ)
- ①人名の後に、生没年、生員試・進士試・文科の及第年(または武科及第者・蔭官であることの表示)、品階の昇進の年月、就任した官職を記した。就任した官職には、厳密に言くと、任命されたけれども就任しなかった官職の場合も含む。
 - ②品階は次のように略した。正1品の大匡輔国崇祿大夫・輔国崇祿大夫は大匡輔国・輔国と略し、従1品(崇祿大夫・崇政大夫)、正2品(正憲大夫・資憲大夫)、正3品堂上官(通政大夫)は大夫を省き、折衝將軍(武官の正3品堂上官の品階)は折衝と略した。
 - ③官職は、正官(正3品堂上官以上)、議政府有司堂上及び宣惠庁堂上、奎章閣の官職、弘文館・藝文館の大提学・提学、世子侍講院の堂上官(賓客・輔徳・兼輔徳)、軍官長官、新設衙門(統理機務衙門、統理軍国事務衙門、統理交渉通商事務衙門、内務府など)の堂上官の順に記した。
 - ④官職名は、史曹判書→史判、史曹参判→史参、史曹参議→史議、兵曹参知→兵知、弘文館提学→弘提、藝文館提学→藝提のように、略した。世子侍講院の4賓客は一括して賓客、承政院の都承旨以外の5承旨は一括して承旨と記した。

関善重の後孫	1名
・関徳鎬(1811~1886)	1840生員/82.1通政、84.3嘉善/工参
・関泳駿(1852~1935)	1877文科/81.9通政/承旨、大司成、寧辺府使
・関斗鎬(1832~?)	1880.12通政/黄州牧使、驪州牧使、承旨
関鼎重の後孫	4名
・関龟鎬(定鎬より改名)	(1804~1886) 蔭/1873.7通政、79.2嘉善、83.1嘉義/工議、工参、戸参
・関昌植(1841~1882)	1874文科/74.5通政、82.1嘉善/承旨、礼議、大司諫、慶州府尹、大司成、戸参/輔徳、兼輔徳
関維重の後孫	17名
・関致久(1795~1874)	蔭/1866.3輔国/判敦寧府事
・関致序(1825~1888)	1843進士、46文科/69.5資憲、76.1正憲、76. 関5崇政、78.1崇祿/水原府留守、戸判、史判、刑判/藝提/賓客/経理統理機務衙門事
・関泳緯(1818~1886)	1848文科/73.4資憲、82.4崇政、83.8輔国/江原道觀察使、知敦寧府事、平安道觀察使、史判、水原府留守、礼判、工判、知中樞府事、判敦寧府事、兵判/議政府有司堂上/弘提/賓客
・関奎鎬(1836~1878)	1858生員、58文科/69.1嘉善、74.10資憲、75.4崇政、76.2輔国、78.10大匡輔国/史参、都承旨、礼参、右参贊、判尹、史判、知中樞府事、判敦寧府事、礼判、右議政/直提学、提学/賓客/御營大将、武衛都統使
・関議鎬(1838~1882)	1866文科/72.12嘉善、77.7資憲、78.2崇政、79.12輔国/工参、都承旨、史参、左尹、副提学、刑判、兵判、知中樞府事、史判、礼判、判尹、判敦寧府事/議政府有司堂上、宣惠庁堂上/賓客/禁衛大将、武衛都統使、御營大将、摠戎使/経理統理機務衙門事
・関台鎬(1834~1884)	1858進士、70文科/70.9通政、74.9嘉善、79.12資憲、80.10崇政、82.1崇祿、82.2輔国/黄海道觀察使、京畿觀察使、戸参、史参、刑判、史判、礼判、知敦寧府事、右参贊、左参贊、兵判、知中樞府事、判敦寧府事、左贊成、兼工判、兼開城府留守/宣惠庁堂上/弘提、藝提、大提学/賓客、世子武師/摠戎使、御營大将、武衛都統使/経理統理機務衙門事、督辦軍国事務、鑄錢所堂上、典園局管理事務、惠商公局勾管堂上
・関泳穆(1826~1884)	1871文科/74.7通政、75.2嘉善、76.7嘉義、79.2資憲、81.8正憲、82.8崇政、83.9崇祿/承旨、刑議、大司成、史議、右尹、礼参、都承旨、史参、広州府留守、工判、礼判、知中樞府事、刑判、判尹、史判、左参贊、右参贊、兵判、判敦寧府事、江華府留守/議政府有司堂上/直閣、提学/弘提、藝提/兼輔徳、賓客/総理畿沿海防事務/督辦交渉通商事務
・関泳商(1829~?)	1855進士、72文科/75.1通政、79.3嘉善/兵知、承旨、成川府使、大司成、史議、礼参、都承旨、史参、右尹
・関泳翊(1860~1914)	1877文科/78.2通政、79.12嘉善、81.12嘉義/承旨、都承旨、副提学、史議、大司成、戸参、史参/議政府副有司堂上・有司堂上/待教、直提学/兼輔徳/禁衛大将、右管使/権知協辦交渉通商事務、遣米全權大臣、協辦軍国事務
・関致万(1802~1884)	1834生員/75.2通政、81.1嘉善/戸参
・関泳奎(1847~1922)	1875文科/79.2通政、82.2嘉善/承旨、兵知、史議、刑参/輔徳
・関致序(1817~1891)	1844生員/71.8通政、82.2嘉善/驪州牧使、承旨、伊川府使、慶州府尹、黄海道觀察使、戸参、江原道觀察使
・関応植(1844~1903)	1882文科/82.12通政、83.10嘉善/承旨、刑議、史議、副提学、大司成、戸参、右尹、忠州牧使、都承旨、平安道觀察使/兼輔徳/後宮監督/参議軍国事務、協辦軍国事務
・関泳煥(1861~1905)	1878文科/81.2通政/承旨、大司成、都承旨、史議/兼輔徳
・関丙煥(1858~1940)	1879文科/82.3通政/承旨、副提学、史議、大司成/直閣/兼輔徳/参議軍国事務
・関泳韶(1852~?)	1881文科/82.12通政/承旨、史議/待教/輔徳、兼輔徳
・関璟鎬(詰鎬より改名)	(1823~1888) 蔭/1883.11通政/承旨
その他の系統	2名
・関義軾(1829~?)	1860文科/67.9通政、80.5嘉善/分兵議、右尹、兵参
・関泳愚(1821~?)	蔭/1884.8通政/工議

表3 関氏政権後半期における老論・驪興関氏の参議・承旨以上就任者一覧

関善重の後孫	5名
・関世鎬(1805~?)	1875.2通政、84.1嘉善、87.3嘉義、87.4資憲、94.1正憲、94.2崇政/戸参、工判
・関泳駿(1852~1935)	1877文科/81.9通政、87.1嘉善、87.10嘉義、89.10資憲、90.9正憲、90.11崇政、92.7崇祿、93.5輔国/寧辺府使、承旨、史議、戸議、刑参、史参、右尹、都承旨、工参、平安道觀察使、江華府留守、刑判、礼判、工判、知敦寧府事、左参贊、判敦寧府事、知中樞府事、史判、兵判、左贊成/議政府有司堂上、宣惠庁堂上/直提学、提学/藝提、弘提/兼輔徳、賓客、世子武師/経理使、摠禦使/参議内務府事、協辦内務府事、督辦内務府事、駐劄日本辨理大臣、鍊武公院辨理事務、機器局総辦
・関斗鎬(1832~?)	1880.12通政、86.6嘉善、90. 関2資憲、90.7崇政、92.5祿/刑議、工議、工参、右尹、刑参、春川府使、春川府留守/督辦内務府事
・関正植(1848~?)	1882文科/85.10通政、87.10嘉善、90.1嘉義/刑議、承旨、大司成、史議、刑参、左尹、右尹、刑参、副提学、史参、都承旨、慶尚道觀察使、全羅道觀察使/直提学/兼輔徳、輔徳
・関泳国(1845~?)	1887文科/90.1通政、92.1嘉善/刑議、大司成、承旨、史議、刑参、右尹
・関泳稷(1824~?)	1889.6 通政、92. 関6嘉善/慶州府尹、承旨、工参
・関泳肅(1832~?)	1892.9 通政/工議、錦山郡守、承旨
関鼎重の後孫	3名
・関丙漢(1861~?)	1889文科/91.4通政/大司成、承旨、戸議、礼議、義州府尹、寧辺府使、安岳郡守、史議/待教
関維重の後孫	27名
・関泳緯(1818~1886)	1848文科/83.8輔国/史判、左贊成

- ・関応植 (1844～1903) 1882文科/83.10嘉善、85.7資憲、87.8崇政、91.12崇祿/平安道觀察使、工参、吏参、工判、判尹、知敦寧府事、礼判、刑判、吏判、兵判、知中枢府事、判敦寧府事、戸判、三道陸軍統禦使、左参贊、海沿摠制使兼江華府留守/提学/弘提、藝提/賓客/左管使/協辦内務府事、督辦内務府事、商理局総辦、育英公院辦理事務
 - ・関泳商 (1829～?) 1855進士、72文科/79.3嘉善、85.8資憲、89.10正憲、90.1崇政、90.3崇祿、90.9輔國/工判、刑判、忠清道觀察使、判尹、知中枢府事、戸判、吏判、工判、判敦寧府事、礼判、水原府留守/藝提、弘提/賓客
 - ・関泳翊 (1860～1914) 1877文科/81.12嘉善、85.10資憲、89.1崇政、91.7崇祿/兵判、判尹、吏判、刑判、判敦寧府事、左参贊、礼判/提学/弘提、藝提/右管使、統衛使/協辦内務府事、督辦内務府事、典圖書管理、礦務局総辦、鎮武公院辦理事務
 - ・関致序 (1817～1891) 1844生員/80.5嘉善、85.6資憲、87.5正憲、88.10崇政/江原道觀察使、広州府留守、工判、判尹
 - ・関泳煥 (1861～1905) 1878文科/81.2通政、85.10嘉善、87.7嘉善、87.10資憲、88.3正憲、91.4崇政/工参、都承旨、副提学、吏参、開城府留守、右尹、礼参、刑判、礼判、兵判、判尹、左参贊、吏判/議政府有司堂上/直提学、提学/弘提、藝提/兼輔德、輔德、賓客、/総理畿沿海防事務、畿沿海防使、前管使/協辦内務府事、督辦内務府事、典圖書総辦、機器局総辦、商理局総辦
 - ・関泳奎 (1847～1922) 1875文科/82.2嘉善、88.1資憲、92.9正憲、93.8崇政/承旨、慶州府尹、寧辺府使、江華府留守、刑判、知敦寧府事、礼判、判尹、右参贊、吏判、京畿觀察使、水原府留守、兵判/協辦内務府事、督辦内務府事
 - ・関泳留 (1852～?) 1881文科/82.12通政、86.1嘉善、89.5資憲、90.12正憲、91.7崇政、93.10崇祿/分兵知、春川府使、礼参、吏参、副提学、右尹、都承旨、工参、戸参、刑判、広州府留守、吏判、礼判、左参贊、右参贊、兵判、判尹、工判/議政府有司堂上/直提学/弘提/輔德、賓客/協辦内務府事、督辦内務府事
 - ・関泳達 (1859～?) 1885文科/88.12通政、90.3嘉善、91.7嘉善、92.10資憲/承旨、大司成、刑議、礼議、戸議、副提学、吏議、兵議、刑参、吏参、都承旨、礼判、知敦寧府事、右参贊/直閣/輔德、兼輔德/参議内務府事、協辦内務府事、育英公院辦理事務
 - ・関丙奭 (1858～1940) 1879文科/82.3通政、85.10嘉善、90.1嘉善、91.5資憲/都承旨、戸参、吏参、右尹、礼参、江華府留守、平安道觀察使/議政府有司堂上/直提学/兼輔德/協辦内務府事、協辦交渉通商事務、育英公院辦理事務、礦務会辦
 - ・関吉鎬 (1829～?) 1864進士/86.6通政、86.6嘉善/光州牧使、工参
 - ・関琿鎬 (1823～1888) 1883.11通政、87. 閏4嘉善/工参、右尹
 - ・関焯植 (首植より改名) (1859～?) 武科/1885.1通政、1885.4嘉善、88.12嘉善/承旨、兵議、寧辺府使、左尹、兵参、右尹、驪州牧使、忠州牧使、統制使/嶺南礦務会辦
 - ・関丙承 (丙爾より改名) (1866～?) 1882文科/86.12通政、90.2嘉善/承旨、大司成、刑議、戸議、副提学、工議、吏議、礼参、吏参、右尹、都承旨、礼参/待教、直提学/兼輔德、輔德/参議内務府事、協辦内務府事
 - ・関京鎬 (正鎬より改名) (1863～?) 1880文科/86.1通政、90.9嘉善、93.4嘉善/刑議、大司成、承旨、南陽府使、順天府使、吏議、刑参、吏参、右尹、工参、戸参、礼参/直閣
 - ・関宗植 (1861～?) 1882文科/88.1通政、91.1嘉善、92.3嘉善/刑議、大司成、大司諫、承旨、吏議、副提学、礼参、吏参、刑参、左尹、都承旨/直提学/兼輔德
 - ・関啓鎬 (1859～?) 1874進士、79文科/89.10通政、91.4嘉善、93.1嘉善/刑議、大司成、承旨、大司諫、吏議、刑参、吏参、右尹、大司憲
 - ・関泳綺 (1858～1929) 武科/1880.7折衝、89.10嘉善、92.5嘉善/礪山府使、瑞山郡守、南陽府使、黃海兵使、平安兵使、右尹、忠州牧使、左尹、尚州牧使
 - ・関亨植 (愚植より改名) (1860～?) 1882文科/90.3通政、92.7嘉善/刑議、大司成、承旨、副提学、吏議、刑参、右尹、吏参、江原道觀察使/待教、直提学/輔德
 - ・関致長 (1811～?) 1882.1通政、85.1嘉善/戸参
 - ・関泳喆 (泳徹より改名) (1864～?) 1885進士・文科/1893.2通政、94.2嘉善/承旨、大司成、礼議、吏議、刑参、右尹、戸参、進賀兼謝恩副使/直閣/参議交渉通商事務
 - ・関泳敦 (1863～?) 1879進士、86文科/90.9通政/工議、承旨、大司成、刑議、東萊府使
 - ・関泳瓊 (1873～?) 1879文科/91.7通政/大司成、刑議、承旨
 - ・関致憲 (1844～?) 1887文科/92.3通政、93.5嘉善/工議、承旨、刑議、大司諫、吏議、大司成、成川府使、靈光郡守、兵参、慶州府尹
 - ・関泳琦 (1873～?) 1890文科/92.5通政/大司成、刑議、承旨、兵知
 - ・関商鎬 (1870～1933) 1891文科/93.12通政/工議、刑議、承旨、礼議/参議交渉事務、育英公院参理
 - ・関致駿 (?～?) 蔭/1894.2通政/工議
- 関汝健の諸弟の後孫 4名**
- ・関敬鎬 (1822～1895) 武科/? 折衝、1886.2嘉善、92.1資憲/黃海兵使、統禦使、統制使、右尹、兵参、判尹
 - ・関泳玉 (泳国より改名) (1853～?) 武科/1882.3折衝、90.11嘉善、91.5嘉善/渭原郡守、郡山鎮僉使、黃海水使、承旨、右尹、兵参、平安兵使、統制使
 - ・関泳柱 (1846～?) 1880進士、87文科/92.3通政、93.5嘉善/礼議、承旨、吏議、刑議、大司成、刑参、兵参、工参、戸参/直閣/参議内務府事、協辦内務府事
 - ・関泳寿 (1842～?) 1882進士・文科/91.12通政/慶州府尹、靈光郡守、承旨
- その他の系統 4名**
- ・関義軾 (1829～?) 1860文科/80.5嘉善/兵参
 - ・関泳愚 (1824～?) 蔭/1884.8通政、88.2嘉善、90.9資憲、93.2正憲/承旨、江陵府使、光州牧使、開城府留守、戸参、右尹、刑参、刑判、工判
 - ・関觀植 (1825～1886) 蔭/1886.7通政/工議
 - ・関馨植 (1817～?) 蔭/90.12通政/工議

Establishment and Development of the Min Clan Government

KASUYA Kenichi

This paper identifies the political power structure of the Min clan government which was established in 1873 and continued until 1894, and briefly considers its government policies.

First, the time period of the Min Clan government is divided into two parts, and by including the preceding Daewon-gun government, these three periods were considered. According to analysis of the political structure of higher officials of the central government by faction and surname, political power of No Ron-pa (老論派) and his Yeoheung Min clan (驪興閔氏) gradually increased.

Second, after considering the history and genealogy of the Min clan, the range of political power and control by the Min clan could be identified as follows: Descendants (Sam Bang Branch (三房派)) of three brothers, namely Min Si-jung (閔著重), Min Jeong-jung (閔鼎重), and Min Yu-jung (閔維重) were central to the family. Furthermore, the family was a coalition of families which were complemented by descendants of the brothers of Min Yeo-geon (閔汝健), great-grandfather of the three brothers.

Third, also by considering the history and genealogy of the Yeo Heung Min clan (驪興閔氏), factors contributing to gaining of political power by the Sam Bang-pa (三房派) of Yeo Heung Min clan (驪興閔氏) could be identified. (1) For two successive generations, Nam Yeo-gun (南延君) and Heungseon-gun (Daewon-gun) (興宣君 (大院君)) became maternal relatives of the royal family. This favorable condition was conducive to becoming a maternal relative of Gojong (高宗), son of Heungseon-gun (興宣君). (2) Political influence of No Ron-pa (老論派) of the Yeo Heung Min clan (驪興閔氏) recovered and expanded during the rulership of the Daewong-gun (大院君) government.

Fourth, changes in the central organization of the government were considered based on analysis of the composition of top-ranking government officials. It should be noted that the Sam Bang-pa (三房派) united around central figures (Sedo (世道)) of the government (which constantly shifted) to retain political power.

Fifth, as a first step to further full-scale consideration of the political policies of the Min Clan government, some issues were raised concerning the open-door policy and the diplomatic policy. In particular, concerning the open-door policy, it was pointed out that appropriate evaluation must be made concerning two factors which made possible the conversion to the open-door policy: (1) Central figures in the conversion to the policy were Gojong (高宗) and the top-ranking officials of the Min Clan government, (2) The Min Clan government suppressed the influence of the Daewong-gun-pa (大院君派) which opposed the open-country policy and the open-door policy.